

提 案 理 由

報告第1号	令和6年度養父市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第2号	令和6年度養父市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第3号	令和6年度養父市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
理 由	上記3件は、令和7年度に繰り越した事業の繰越計算書を報告するものである。
報告第4号	令和6年度養父市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
理 由	本件は、一般会計において、令和7年度に事故繰越しをした事業の繰越計算書を報告するものである。
報告第5号 専決第5号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和7年2月1日、市職員が上箇交差点信号待ちにおいて公用車を停止させた際、かばんの中の書類を確認したところ、踏み込んでいたブレーキペダルが緩んだことにより、前方相手方の車両に接触したもので、物損事故扱いとなっている。 ■損害賠償の額 352,000円（公益社団法人 全国市有物件災害共済会から補填） ■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0% ■協議の整った日 協議が整ったため、令和7年3月25日付けで専決した。
承認第2号 専決第2号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

理由	<p>本件は、関宮地域局周辺整備事業に対し、令和7年3月31日付けで国庫補助金である「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が交付されることとなり、養父市一般会計予算について財源補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、「令和6年度養父市一般会計補正予算（第10号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けで専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものである。</p>
承認第3号 専決第3号	<p>専決処分したものにつき承認を求めることについて 養父市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について</p>
理由	<p>本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和7年4月1日から施行されたことに伴い、養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、承認を求めるものである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第32号）の改正 2 軽自動車税種別割の標準税率の区分見直し 3 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正 4 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の新設
承認第4号 専決第4号	<p>専決処分したものにつき承認を求めることについて 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について</p>
理由	<p>本件は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、承認を求</p>

めるものである。

【主な改正内容】

- 1 国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を66万円（現行65万円）に、後期高齢者支援金等課税額を26万円（現行24万円）に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を30.5万円（現行29.5万円）に引き上げる。
 - (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を56万円（現行54.5万円）に引き上げる。

議案第38号 養父市税条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

【主な改正内容】

- 1 公示送達の手続き等に関する改正
- 2 特定親族特別控除の創設に伴う法律改正
- 3 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の追加

議案第39号 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、旧出合こども園を新たな地域自治組織の活動拠点施設とする改修工事が完了し、「コミュニティセンターであいの里」の運営について、このほど地域自治組織との合意が整ったことから、「養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例」（平成27年養父市条例第10号）の所要の改正を行うものである。

なお、施行日は令和7年7月1日からである。

議案第40号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

理由 本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が一部改正され、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱（以下「県要綱」という。）が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は県要綱の施行日に合わせ、令和7年7月1日からとしている。

【主な改正内容】

福祉医療費等助成事業における所得要件の低所得判定基準を80万9千円以下（現行80万円以下）に引き上げる。

議案第41号	令和7年度養父市一般会計補正予算（第1号）
議案第42号	令和7年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第43号	令和7年度養父市介護保険特別会計補正予算（第1号）
理由	上記3件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
同意第7号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
理由	本件は、固定資産評価員の選任について、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	上記3件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。 【任期】 令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間